

川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則（案）

川崎市市民館使用規則（昭和４７年川崎市教育委員会規則第２９号）の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中

「

上敷	１００	１	１枚	
----	-----	---	----	--

」

を

「

上敷	１００	１	１枚	
バレエシート	４，０００	１	１式	麻生に適用（テープ別）

」

に改める。

附 則

この規則は、平成２８年１月１日から施行する。

## 制 定 理 由

麻生市民館に新たな設備を設けるため、この規則を制定するものである。

川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		改正前			
○川崎市市民館使用規則 昭和 47 年 9 月 13 日教委規則第 29 号  (第 1 条～附則 略)  別表 (第 8 条関係) 市民館設備使用料一覧 1 ホール		○川崎市市民館使用規則 昭和 47 年 9 月 13 日教委規則第 29 号  (第 1 条～附則 略)  別表 (第 8 条関係) 市民館設備使用料一覧 1 ホール			
種別	品名	金額	回数	単位	備考
舞台設備	上敷	100	1	1 枚	
	バレエシート	4,000	1	1 式	麻生に適用 (テーブル別)
	大太鼓	200	1	1 式	
		(略)			
(以下 略)					